

大切に

保管してください

受講修了
まで

教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定講座

教育訓練給付制度 利用の手引き (一般教育訓練)



受給を希望される方へ

この手引きをよく読んで、



と



教育訓練給付制度
申請申込書

身分証明書 (コピー)

を教材到着日より

8

日以内にお送りください。



四谷学院 通信講座

※この手引きでは、「教育訓練」とは、全て一般教育訓練を指します。

STEP 1 申請する

申請方法は2つあります。

- 1) 申請フォームから送信する。
- 2) 申請書を印刷して郵便で送る。

身分証明書コピーの添付も忘れずに。

⚠ 申込時と身分証明書記載の内容が異なる場合や、本人確認ができない場合は、教育訓練給付制度に申請できません。



STEP 2 講座を修了する

修了基準を満たすことが必要です。

修了基準: 受講サポート期間内に添削課題に解答し、基準点以上の得点をする。

※宅建講座の講座番号「0224」、保育士講座の講座番号

「0245」「0235」の方は、添削課題を郵送で提出すること。

⚠ 基準点に満たない場合は基準点を満たすまで再提出してください。

※それ以外の方はWEB上で添削課題を解いてください。

⚠ 基準点に満たない場合は基準点を満たすまでWEB上で解答してください。

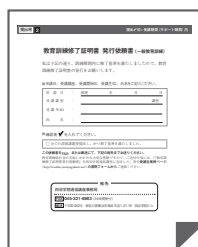


STEP 3 修了証明書の発行依頼をする

依頼方法は2つあります。

- 1) 依頼フォームから送信する。
- 2) 依頼書を印刷して郵便で送る。

依頼書を確認後10日以内に、事務局より必要な書類をお送りします。
あとはハローワークで手続きするだけ！



詳細については、次のページ以降でご確認ください。



教育訓練給付制度のご利用にあたっては、
次の表で訓練期間・修了基準を必ずご確認ください



指定講座名	厚生労働省指定番号	修了基準	訓練期間※
保育士試験対策講座(全科目セット)	1321468-1510012-0	・全科目の添削課題に解答すること ・全科目の添削課題の得点が6割以上であること	8ヵ月
宅地建物取引士試験対策講座	1321468-1920012-0	・全科目の添削課題と修了模擬試験に解答すること ・全科目の添削課題及び修了模擬試験の得点が7割以上であること	6ヵ月

※受講サポート期間内であれば延長可能

教育訓練給付制度（一般教育訓練）とは



働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした雇用保険の給付制度です。

受給の条件

支給対象者は、①または②に該当する方です。

雇用保険の一般被保険者とは、主に民間企業に勤務し、雇用保険を支払っている方のことです。原則として、自営業の方などは教育訓練給付制度の対象になりません。

なお、四谷学院通信講座では下記の要件を満たしているかの判断はできませんので、要件に関して不明点があれば、お近くのハローワーク（公共職業安定所）にて必ずご確認ください。

①一般被保険者の方 (受講開始日 ^{※1} 現在で在職中の方)	はじめて受給する方	一般被保険者である期間が1年を経過していれば受給が可能です ^{※2} 。
	以前に受給したことがある方	前回の受給から、雇用保険の一般被保険者である期間が通算して3年以上経過していれば、受給が可能です ^{※2} 。
②一般被保険者であった方(受講開始日 ^{※1} 現在で既にお仕事を退職している方)	はじめて受給する方	離職日（一般被保険者の資格を失った日）の翌日から受講開始日までの期間が1年以内（適用対象期間の延長 ^{※3} 手続きを行えば、4年以内の延長もできます）であり、さらにその一般被保険者であった期間が1年を経過していれば受給が可能です。
	以前に受給したことがある方	離職日の翌日から受講開始日までの期間が1年以内（適用対象期間の延長 ^{※3} 手続きを行えば、4年以内の延長もできます）であり、さらに一般被保険者であった期間が3年以上を経過していれば受給が可能です。

※1 受講開始日とは、教材に同封されている「受講開始のご案内」にある「教材発送日」のことです。

※2 一度離職して改めて就職した場合、再就職までの空白期間が1年以内であれば、前職の一般被保険者であった期間も通算されます。

※3 適用対象期間の延長とは、妊娠・出産・育児・疾病・負傷などの理由により教育訓練を受けることができない場合、離職日（一般被保険者でなくなった日）から1年以内に、その旨を公共職業安定所長に申し出ることにより、受講を開始できない期間（最大3年まで）を加算することです。詳細はお近くのハローワークまでお問い合わせください。
ハローワークの所在地は厚生労働省のサイトから検索が可能です。

ハローワークの所在地はこちらへアクセス ▶

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

教育訓練給付制度(一般教育訓練) 利用の流れ

各種手続は、必ず受講生で本人が行ってください。

① 受講開始前

教育訓練給付金を受給できる要件を満たしているかどうか、
お近くのハローワーク(公共職業安定所)に問い合わせます(任意)。

※問合せ先はP 4 参照



受講生



ハローワーク

② 受講開始

〈受講生専用ページ〉

「教育訓練給付制度申請」の提出

「教育訓練給付制度申請申込書」に必要事項をご記入の上、身分証明書のコピーを添付して四谷学院通信講座にWEBまたは郵便にて送付します。

教育訓練給付制度申請申込は、教材が到着した日から8日以内に行ってください。

教育訓練給付制度
を利用します



受講生

申込書・
身分証明書

WEBまたは
郵送



四谷学院通信講座

③ 受講中

訓練期間内に、修了基準*を満たせるよう、添削課題に解答します。

※訓練期間及び修了基準は、P3の表に記載のとおりです。指定講座ごとに異なっていますので、あらかじめ確認しておきましょう。

教育訓練給付金を受給するには、受講サポート期間内に修了基準を満たすことが必要です。

なお、修了基準に「試験の合格」は含まれません。試験にまだ合格していない状態でも受給可能です。

④ 修了基準達成

「教育訓練修了証明書発行依頼」の提出

修了基準を満たしたら、「教育訓練修了証明書 発行依頼書」をWEBまたは郵便にて四谷学院通信講座宛に送付します。



受講生

修了証明書
発行依頼書

WEBまたは
郵送



四谷学院通信講座

郵送の場合の提出先

〒194-0022

東京都町田市森野1-25-5 四谷学院ビル2F

四谷学院通信講座 事務局 行

⑤ 受講修了後

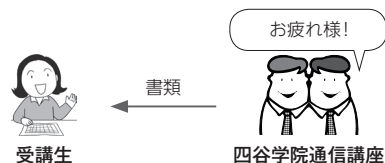
「修了証明書 発行依頼書」を送付後、四谷学院通信講座から下記の書類が郵送で届きます*。

- ・教育訓練給付金支給申請書**
- ・教育訓練修了証明書
- ・領収証***

※「修了証明書 発行依頼書」は受講サポート期間内必着で送付ください。事務局で依頼書を確認後10日以内に、必要な書類をお送りします。書類が届かない場合には四谷学院通信講座までその旨をご連絡ください。

※※申請書には必ずマイナンバーを記入してください。その他、申請書の記載について不明な点は、所轄のハローワークにご相談ください。

※※※領収証（クレジットカードでの支払いの場合はクレジット契約証明書）に記載する金額は受講開始から修了日までに支払われた教育訓練経費です（クレジットカード会社へ支払う手数料等は除く）。具体的な金額は、講座ごとの明示書をご確認ください。



⑥ 申請

受講修了日*の翌日から起算して1か月以内が申請期間です（期限を厳守してください。ただし、申請期間を過ぎた場合であっても、時効が完成するまでの2年間は申請が可能です）。

四谷学院通信講座から「教育訓練給付金支給申請書」、「教育訓練修了証明書」、「領収証またはクレジット契約証明書」をお送りします。「本人・住所確認書類**」、「雇用保険被保険者証***」はご自身でご準備の上、教育訓練を受講したご本人が、お近くのハローワーク（公共職業安定所）で申請をします。

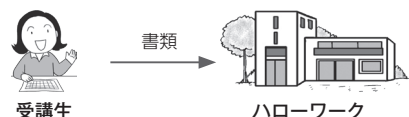
なお、オンラインでも支給の申請が可能です。詳細はこちらをご確認ください

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00036.html)。

※受講修了日とは、修了基準を満たしたことを四谷学院通信講座が確認した日のことであり、**教育訓練修了証明書**にある受講修了日と同じものです。

※※本人・住所確認書類とは、申請者の本人確認と住所確認を行うための、官公署が発行する証明書のことです。具体的には、運転免許証、マイナンバーカード、住民票の写し、雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証、印鑑証明書等です（コピー不可）。自治体によっては、あわせてマイナンバーを確認できる書類（マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写し等）が必要になる場合があります。所轄のハローワークでご確認ください。

※※※雇用保険被保険者証のほか、雇用保険受給資格者証でも可能です（いずれもコピー可）。



⑦ 審査



ハローワーク

⑧ 支給

教育訓練給付金の支給が決定したら、「教育訓練給付金支給申請書」の払渡希望金融機関指定届に記載した受講者ご本人名義の口座に振り込まれます。

